



2015年4月21日

各位

会社名 株式会社システムインテグレータ
代表者名 代表取締役社長 梅田 弘之
(コード番号：3826 東証第一部)
問合せ先 取締役管理本部長 山田ひろみ
(TEL. 048-600-3880)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年4月21日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成27年5月27日開催予定の第20回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)に定める事業目的を追加するものであります。
- (2) 平成27年5月1日に施行される「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更され、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、新たに責任限定契約を締結できることとなります。今後、これらの役員が就任する場合に、その期待される役割を十分に発揮できるように、現行定款第29条(取締役の責任免除)第2項及び第39条(監査役の責任免除)第2項の一部を変更するものであります。なお、定款第29条第2項の変更を本株主総会に提出することにつきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年5月27日(予定)
定款変更の効力発生日	平成27年5月27日(予定)

以上

別紙

(下線部は変更部分を示しております。)

現行定款	変更定款案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(8) (条文記載省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(9) (条文記載省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (条文記載省略)</p> <p>2. 当社は、<u>社外</u> 取締役との間で、当該 <u>社外</u> 取締役の会社法 423 条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>(監査役 of 責任免除)</p> <p>第39条 (条文記載省略)</p> <p>2. 当社は、<u>社外</u> 監査役との間で、当該 <u>社外</u> 監査役の会社法第 423 条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(8) (現行どおり)</p> <p><u>(9) デジタルコンテンツ及びアプリケーションソフトウェアの企画、開発、制作、販売、賃貸、運営、管理及び保守</u></p> <p><u>(10) インターネット等のネットワークを利用した広告媒体の取扱業務</u></p> <p>(11) (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、取締役 <u>(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間で、当該取締役の会社法 423 条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>(監査役 of 責任免除)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、監査役との間で、監査役の会社法第 423 条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる</p>